

1 基本情報

(1) 環境事業推進委員とは？

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第13条に基づき、各自治会・町内会からの推薦を受け、市長から委嘱された方々です。

ごみの分別・リサイクル、発生そのものの抑制・減量、脱温暖化を推進していただく地域のリーダーとして、啓発や清掃等の活動を担っていただきます。年齢要件はありません。任期は2年で、報酬はありません。



地域での啓発活動



地域の集積場所改善



区役所での啓発活動

(2) どれくらいの方が委員になっているの？

区内の環境事業推進委員は2024年4月1日現在で146名です。

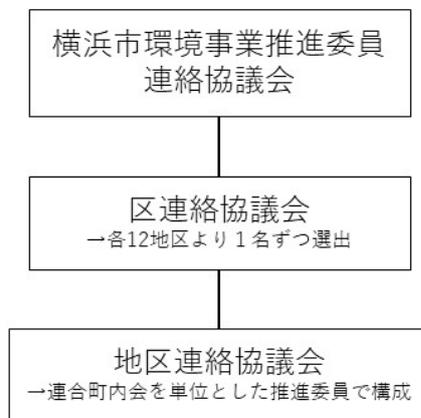
地区連合単位で「地区連絡協議会」が、また、同会で選出された「地区連絡協議会長」による「区連絡協議会」が設置されており、各々以下の役割を担っています。

■地区連絡協議会（年4回程度開催）（地区による）

推進委員としての自主活動を中心に、3R活動や地域の清掃活動の実践・啓発活動を行います。

■区連絡協議会（年4回開催）

資源循環局と各推進委員を結ぶ役割を担い、3R活動の実施、自主活動等についての情報交換や研修会等の活動に取り組みます。



～委員経験者のコメント～



- 委員の活動を通じて、ごみの分別や いて詳しくなりました！ 地域への啓発だけでなく、自分自身の生活でも知識を活かすことができますよ。
 - 街を綺麗にしようという意識を持つことで、住んでいる街に愛着を持てるようになりました。
 - 委員になって10年を迎え、先日表彰されました！これからも活動を続けていきたいと思えます。
- ※環境事業推進委員として永年（10、15、20、25、30、35、40年）にわたり地域で活動される方を表彰する制度もあります。

2 参加していただく会議やイベントについて

以下の3つの単位でイベントの企画・運営や各種会議へ参加いただきます。

(1) 自治会町内会単位のイベント

ごみ集積場所での分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所での分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3Rを軸とした環境行動の実践・啓発活動	資源集団回収の更なる推進、家庭内及び地域イベント等での3R行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等の取組
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止、街の美化にかかわる取組
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組、地域美化等に関する情報の提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合の、資源循環局事務所や区役所との連絡調整

※地区によって一部連合単位で行うこともあります。

(2) 区単位のイベント

以下3参照

(3) 各種会議

地区連絡協議会	年4回程度開催（地区による）
区連絡協議会 ※各地区連絡協議会会長のみ出席	年4回開催（6月、9月、12月、3月）

3 環境事業推進委員のイベント年間スケジュール

次の理由により、上記(2)のみ年間スケジュールを記載します。

2(1)：地域により開催時期等が異なるため。

同(3)：上記2表に記載のとおり

月	会議・イベント	月	会議・イベント
6	3R啓発キャンペーン(各地区から1~2名)	11	「3Rまちの美化」功労者表彰式(対象者のみ)
7	環境事業推進委員全体研修会(全員)	11	駅前ポイ捨て防止キャンペーン(各地区から1名)
10	食品ロスキャンペーン(各地区から1~2名)	12	5年感謝状授与式(対象者のみ)
10	瀬谷フェスティバル(各地区から2名)	3	スポGOMI大会拠点对応(参加者として参加する場合のみ)

※表中()内の人数は概ねの動員人数

4 自治会・町内会からの一言

環境事業推進委員は、区役所からの依頼に基づき、各自治会・町内会から原則1名の方を推薦しています。環境事業の推進を通じて、我々と共に楽しく、住みよい地域を作りましょう。